○農林水産省告示第千十二号

農業機械化促進法（昭和二十八年法律第二百五十二号）第七条第一項の規定に基づき、平成二十八年度において型式検査を行う農機具の種類を次のとおり定めたので、公示する。

平成二十八年四月十五日

農林水産大臣　森山　裕

動力噴霧機（走行式）（ブームノズルを有するものに限る。）

農用トラクター（乗用型）（機関出力が25馬力以上250馬力未満であって、車輪式又は走行部がゴム製の装軌式のものに限る。）

スピードスプレヤー

コンバイン（自脱型）（種子用のものを除く。）

田植機（乗用型）（土付き苗用のものに限る。）

農用トラクター（乗用型）用安全キャブ及び安全フレーム

ポテト・ハーベスター

ビート・ハーベスター

コンバイン（普通型）

野菜移植機（土付き苗用で、苗の供給が自動式のものに限る。）

○農林水産省告示第千十三号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第十八条第一項の規定に基づき品種登録をしたので、同条第三項の規定に基づき、公示する。

平成二十八年四月十五日

農林水産大臣　森山　裕

一　品種登録の番号、品種登録の年月日、登録品種の属する農林水産植物の種類、登録品種の名称、育成者権の存続期間、品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに出願公表の年月日

1	品種登録の番号　第25166号
2	品種登録の年月日　平成28年3月31日
3	登録品種の属する農林水産植物の種類　Actinidia Lindl.
4	登録品種の名称　甘うぃ
5	育成者権の存続期間　30年
6	品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所　福岡県福岡市博多区東公園7番7号
7	出願公表の年月日　平成25年8月12日

二　登録品種の特性の概要及び登録品種の育成をした者の氏名

登録品種ごとの登録品種の特性の概要及び登録品種の育成をした者の氏名は次のとおりである。（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省食料産業局知的財産課に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年四月十五日

農林水産大臣　森山　裕

一　保安林の所在場所　広島県山県郡安芸太田町大字加計字大地坊一〇三〇一の三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島県庁及び安芸太田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年四月十五日

農林水産大臣　森山　裕

一　保安林の所在場所　徳島県名西郡神山町下分字拝府一一四から一一六まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字拝府一一四から一一六まで（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈠　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び神山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年四月十五日

農林水産大臣　森山　裕

一　保安林の所在場所　熊本県葦北郡芦北町大字米田字日添四四七の三、四五〇、字日添平七八二、七九九

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字日添四四七の三・字日添平七八二・七九九（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈠　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び芦北町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年四月十五日

農林水産大臣　森山　裕

一　解除に係る保安林の所在場所　北海道斜里郡斜里町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　風害の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道庁及び斜里町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年四月十五日

農林水産大臣　森山　裕

一　解除に係る保安林の所在場所　岩手県花巻市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　土地改良事業用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を岩手県庁及び花巻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第百二十八号

電気用品安全法（昭和三十六年法律第二百三十四号）第三十一条第一項の規定に基づき、次のように同法第九条第一項の登録をしたので、同法第四十四条第一号の規定に基づき公示する。

平成二十八年四月十五日

経済産業大臣　林　幹雄

登録の区分	国内登録検査機関
一　交流用電気機械器具（電気用品安全法施行規則（昭和三十七年通商産業省令第八十四号。第十九条第二号から第八号までに掲げるものを除く。）	インターテックジャパン株式会社　東京都港区海岸三丁目18番1号　ピアシティ芝浦ビル4階

（参考）

インターテックジャパン株式会社の事業所の名称及び所在地は、次のとおりである。

インターテックジャパン株式会社　本社（東京都港区海岸三丁目18番1号　ピアシティ芝浦ビル4階）

インターテックジャパン株式会社　東京試験所（東京都港区海岸三丁目2番12号　安田芝浦第2ビル4階）

インターテックジャパン株式会社　鹿島試験所（茨城県鹿嶋市佐田2298番地6号）